

随意契約の結果

【令和元年6月分】工事

独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部

工事、業務又は物品購入等契約の名称及び数量等	契約担当者の氏名及びその所属する支社等の所在地	契約を締結した日	契約相手方の氏名及び住所	契約相手方の法人番号	予定価格	契約金額	落札率	随意契約によることとした理由	再就職員数	公益法人の場合			備考
										公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	
01C-プロムナード北松戸エレベーター改修工事	契約担当役 東日本賃貸住宅本部長 田島 満信 東京都新宿区西新宿 6-5-1	令和1年6月6日	三種テクノロジーズ(株) 大阪府大阪市淀川区宮原4-3-29	3120901006634	96,386,400円	95,700,000円	99.3%	本工事は、UR賃貸住宅(プロムナード北松戸)に設置されているエレベーターについて、安全機能を強化する改修工事であり、当該エレベーター設備の動作と連動して機能する安全装置を追加し、それと連動させるための既設制御盤改修を主とする工事である。 既存エレベーター設備と連動させるためには、当該エレベーターを製造した者が独自に開発した制御プログラムや既設機器を一体的システムとして再構築し、機能させる必要がある。 このように、本工事は、既設エレベーター設備と密接不可分の関係にあり、既設エレベーター設備の機能と追加する安全装置等の機能を熟知している者と契約することが不可欠であることから、当該エレベーターの製造業者の系列会社で、かつ当該エレベーターの保守管理業務を履行している者と随意契約をするものである。	-				
01C-八千代ゆりのきパークシティ他2団地エレベーター改修工事	契約担当役 東日本賃貸住宅本部長 田島 満信 東京都新宿区西新宿 6-5-1	令和1年6月28日	(株)日立ビルシステム 東京都千代田区神田淡路町2-101	2010001027031	149,309,600円	148,500,000円	99.5%	本工事は、UR賃貸住宅(八千代ゆりのき台パークシティ他2団地)に設置されているエレベーターについて、安全機能を強化する改修工事であり、当該エレベーター設備の動作と連動して機能する安全装置を追加し、それと連動させるための既設制御盤改修を主とする工事である。 既存エレベーター設備と連動させるためには、当該エレベーターを製造した者が独自に開発した制御プログラムや既設機器を一体的システムとして再構築し、機能させる必要がある。 このように、本工事は、既設エレベーター設備と密接不可分の関係にあり、既設エレベーター設備の機能と追加する安全装置等の機能を熟知している者と契約することが不可欠であることから、当該エレベーターの製造業者の系列会社で、かつ当該エレベーターの保守管理業務を履行している者と随意契約をするものである。	-				
【URコミュニティ】01C-グリーンタウン光ヶ丘エレベーター改修工事	業務受託者 (株)URコミュニティ 千葉県住まいセンター長 大山 勉 千葉県柏市柏4-8-1	令和1年6月13日	東芝エレベーター(株) 神奈川県川崎市幸区堀川町7-2-34	5010701006785	14,203,080円	14,148,000円	99.6%	本工事は、機構賃貸住宅に設置されたエレベーターに対して安全機能を強化する改修工事であり、当該エレベーター設備の動作と連動して機能する安全装置を追加し、それと連動させるための既設制御盤改修を主とする工事である。 既設エレベーター設備と連動させるためには、当該エレベーターを製造した者が独自に開発した制御プログラムや既設機器を一体的システムとして再構築し、機能させる必要がある。このように、本工事は、既設エレベーター設備と密接不可分の関係にあり、既設設備、追加する安全装置等の機能を熟知している者と契約することが不可欠である。 よって、会計規程第51条第3項第1項の規定に基づき、当該エレベーターの製造業者の系列会社で、かつ当該エレベーターの保守管理業務を履行している当該業者と随意契約を行ったものである。	-				
【URコミュニティ】01C-千葉NTアパルトメント本原1番街エレベーター改修工事	業務受託者 (株)URコミュニティ 千葉県住まいセンター長 大山 勉 千葉県柏市柏4-8-1	令和1年6月13日	日本エレベーター製造(株) 東京都千代田区岩本町1-10-3	8010001032926	15,150,240円	15,120,000円	99.8%	本工事は、機構賃貸住宅に設置されたエレベーターに対して安全機能を強化する改修工事であり、当該エレベーター設備の動作と連動して機能する安全装置を追加し、それと連動させるための既設制御盤改修を主とする工事である。 既設エレベーター設備と連動させるためには、当該エレベーターを製造した者が独自に開発した制御プログラムや既設機器を一体的システムとして再構築し、機能させる必要がある。このように、本工事は、既設エレベーター設備と密接不可分の関係にあり、既設設備、追加する安全装置等の機能を熟知している者と契約することが不可欠である。 よって、会計規程第51条第3項第1項の規定に基づき、当該エレベーターの製造業者の系列会社で、かつ当該エレベーターの保守管理業務を履行している当該業者と随意契約を行ったものである。	-				